



医療機器修理区分変更許可書

氏名又は名称 正晃株式会社

平成 29 年 12 月 28 日付けで申請のあった修理区分の変更を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 40 条の 2 第 5 項の規定により、申請のとおり許可する。

平成 30 年 1 月 15 日

長崎県知事

中村 法道



特定保守管理医療機器に係る修理区分

: 生体现象計測・監視システム関連
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分 :

画像診断システム関連
生体现象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連